パーク２４株式会社

証券コード：4666

第31回定時株主総会
招集ご通知

開催日時：平成28年１月27日（水）午前10時開催（受付開始：午前９時）

目次

P１　株主総会招集ご通知

P３　株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

（招集ご通知添付書類）

P26　事業報告

P48　連結計算書類

P56　個別計算書類

P65　監査報告書

P68　ご参考

P69　議決権行使のご案内



株主の皆さまへ

証券コード　4666
平成28年１月５日

東京都千代田区有楽町二丁目７番１号
パーク２４株式会社
代表取締役社長　西　川　光　一

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

株主さまにおかれましては、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

■ 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

■ 当日ご欠席の場合



① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年１月26日（火曜日）午後５時までに到着するようご送付ください。



② インターネット等による議決権行使の場合

後記「議決権行使のご案内」（69頁～70頁）をご確認のうえ、平成28年１月26日（火曜日）午後５時までに議決権をご行使ください。

記

1. 日　　時　平成28年１月27日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区台場二丁目６番１号
ホテル グランパシフィック LE DAIBA（ル・ダイバ）
地下１階　パレロワイヤル

3. 会議の目的事項

報告事項　1. 第31期（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第31期（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.park24.co.jp/）に掲載させていただきます。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、利益成長による企業価値向上を第一義と考え、将来への必要な投資資金としての内部留保の状況を勘案したうえで、余剰資金について配当を中心に、株主の皆さまへ利益還元することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、第31期の期末配当につきましては、今後の事業成長の基盤となる駐車場数が着実に増加したこと、および、モビリティ事業におけるカーシェアリングサービスが大幅に増益したことを勘案した結果、前期に比べて５円増配の１株あたり55円とさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき55円
（前期比５円増配）

配当総額
8,000,678,785円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年１月28日

〈ご参考〉配当金

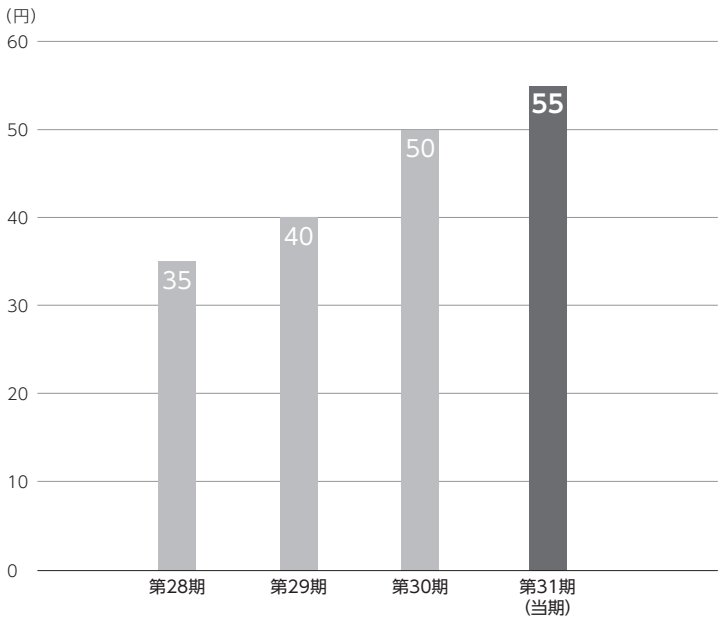

第2号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

⑴平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。当社としましては、監査等委員会設置会社の諸制度下で、取締役会の監査機能とコーポレートガバナンス体制を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

⑵改正会社法により、社外取締役の要件が厳格化される一方で責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑶その他、表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機　　関） 第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	（機　　関） 第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

現　行　定　款	変　更　案
1．　取締役会	1．　取締役会
2．　監査役	2．　監査等委員会
3．　監査役会	（削除）
4．　会計監査人	3．　会計監査人
第５条～第19条　（条文省略）	第５条～第19条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第20条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員　数） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	2．　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第21条　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。	（選任方法） 第21条　取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。
2．　（条文省略）	2．　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（任　　期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　　期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	2．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2．　増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了する時までとする。	3．　増員または補欠により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）または退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	4．　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第23条～第24条　（条文省略）	第23条～第24条　（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第25条　取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。	２．　取締役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。
(新　　設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務の執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条　(条文省略)	第27条　(現行どおり)
(議 事 録) 第27条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法務省令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。	(議 事 録) 第28条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法務省令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。
第28条～第29条（条文省略）	第29条～第30条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任限定契約) 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
(報 酬 等) 第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(報 酬 等) 第32条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
(新　　設)	(監査等委員会の招集通知) 第33条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．　監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
（新　　設）	（監査等委員会規則） 第34条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
（員　　数） 第32条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　　除）
（選任方法） 第33条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（任　　期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	（削　　除）

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第36条　監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．　監査役全員の同意あるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。	(削　除)
(監査役会の決議方法) 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	(削　除)
(議 事 録) 第38条　監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。	(削　除)
(監査役会規則) 第39条　監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削　除)

現　行　定　款	変　更　案
（社外監査役の責任限定契約） 第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	（削　除）
（報 酬 等） 第41条　監査役会の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（削　除）
第６章　計　算	第６章　計　算
第42条～第45条　（条文省略）	第35条～第38条　（現行どおり）

【ご参考】監査等委員会設置会社へ移行後の体制

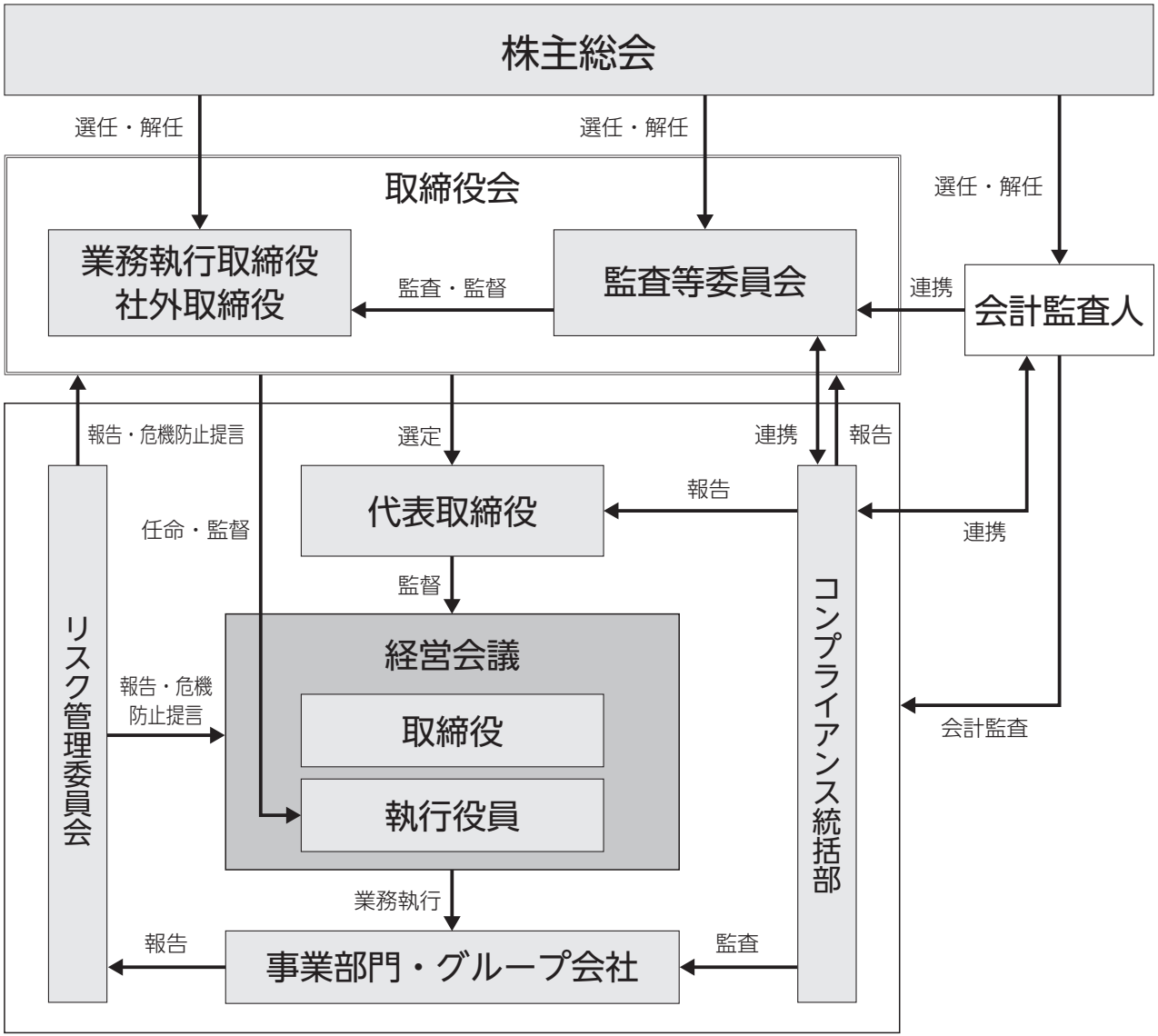

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現任取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、コーポレートガバナンス体制を一層強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）を１名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

1 西川光一（にしかわこういち）（昭和39年10月13日生）（再任）

所有する当社株式の数 8,110,460株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

平成 元年 4月 株式会社アマダ入社
平成 5年11月 当社入社
平成 6年 1月 当社取締役
平成10年 1月 当社常務取締役
平成12年11月 タイムズ２４株式会社（現タイムズサービス株式会社）代表取締役
平成14年 6月 ドライバーズネット株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）代表取締役社長
平成16年 1月 当社代表取締役社長（現任）
平成18年 6月 有限会社千寿代表取締役社長（現任）
平成19年11月 タイムズコミュニケーション株式会社取締役
平成21年 3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティネットワークス株式会社）代表取締役会長
平成22年12月 タイムズ２４株式会社代表取締役社長（現任）
平成23年 3月 株式会社レスキューネットワーク（現タイムズレスキュー株式会社）代表取締役会長

■取締役候補者とする理由

西川光一氏は、平成５年当社入社以来、駐車場事業に従事し、営業部門、情報システム部門長や取締役等の経験を経て、平成16年当社代表取締役社長に就任いたしております。駐車場事業、モビリティ事業における豊富な業務経験と、経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしております。

2 佐々木賢一（ささきけんいち）（昭和42年10月24日生）（再任）　所有する当社株式の数　15,016株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

平成 2年 4月　株式会社リクルートコスモス（現株式会社コスモスイニシア）入社
平成 8年 7月　当社入社
平成14年 6月　ドライバーズネット株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）取締役
平成17年11月　当社執行役員（現任）
平成20年 1月　タイムズサービス株式会社取締役
平成21年 1月　当社取締役（現任）
平成21年 3月　株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティネットワークス株式会社）取締役
平成23年 5月　当社経営企画本部長兼グループ企画部長
　　タイムズ２４株式会社取締役常務執行役員
　　タイムズサービス株式会社代表取締役
平成24年11月　タイムズサービス株式会社代表取締役社長
平成25年 1月　タイムズレスキュー株式会社取締役
平成25年11月　タイムズコミュニケーション株式会社代表取締役社長
平成27年11月　当社企画管理本部長兼グループ企画部長（現任）
　　タイムズ２４株式会社取締役（現任）
　　タイムズサービス株式会社取締役会長（現任）
　　タイムズモビリティネットワークス株式会社取締役（現任）

■取締役候補者とする理由

佐々木賢一氏は、平成８年当社入社以来、一級建築士の経歴を活かした大型駐車場の開発業務等の駐車場事業に従事するとともに、経営管理部門長や駐車場保守会社、コンタクトセンター会社社長を歴任いたしております。経営・管理全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしております。

3 川上紀文（かわかみのりふみ）（昭和40年４月21日生）（再任）　所有する当社株式の数　24,000株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和61年 3月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社入社
平成 元年10月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
平成11年 5月 A.T.カーニー株式会社入社
平成15年10月 当社入社
平成18年 5月 ドライバーズネット株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）取締役（現任）
平成19年11月 当社執行役員（現任）
平成21年 3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティネットワークス株式会社）取締役執行役員（現任）
平成22年11月 当社業務推進本部長（現任）
平成23年 3月 株式会社レスキューネットワーク（現タイムズレスキュー株式会社）取締役（現任）
平成25年 1月 当社取締役（現任）
平成25年11月 タイムズサービス株式会社取締役（現任）
平成26年11月 タイムズ２４株式会社取締役（現任）

■取締役候補者とする理由

川上紀文氏は、平成15年当社入社以来、システム会社、コンサルティング会社での勤務経験を活かし、駐車場、モビリティ事業のIT化を進めるとともに、ITを活用した営業システム構築、業務効率化を推進するなど、当社グループの情報システム部門長を歴任いたしております。経営・情報システム全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしております。

4 川崎計介（かわさきけいすけ）（昭和40年９月23日生） 再任

所有する当社株式の数 18,000株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和63年 4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
平成17年 1月 当社入社
平成19年 2月 当社事業開発部長
平成21年 3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティネットワークス株式会社）取締役常務執行役員
平成25年11月 タイムズモビリティネットワークス株式会社代表取締役社長（現任）
平成26年 1月 当社取締役（現任）

■取締役候補者とする理由

川崎計介氏は、平成17年当社入社以来、新規事業開発や法務部門での業務経歴を活かし、当社グループで事業開発部門長の経験を経て、平成21年の当社グループのモビリティ事業参入以降、同事業の拡大に専心してまいりました。経営・管理全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしております。

5 大浦善光（おおうらよしみつ）（昭和29年７月８日生） 新任 社外 所有する当社株式の数 0株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和52年 ４月 野村證券株式会社入社
平成15年 ６月 同社常務執行役
兼野村ホールディングス株式会社執行役
平成21年 ３月 株式会社ジャフコ常務執行役員
平成25年 ４月 株式会社ジャフコ専務取締役
平成26年 ８月 株式会社ウィズバリュー代表取締役（現任）
平成27年 ５月 株式会社アルバイトタイムス社外取締役（現任）
平成27年 ６月 株式会社MS-Japan非常勤監査役（現任）

■社外取締役候補者とする理由

大浦善光氏は、証券会社をはじめとした企業の要職を歴任し、その知識と経験に基づいた有益な助言をいただけるものと判断して社外取締役候補者といたしております。

注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本議案が原案どおり承認された場合には、第２号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、当社と大浦善光氏との間で、会社法第427条第１項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

1 上西清志（うえにしせいし）（昭和21年5月27日生） 新任　所有する当社株式の数　10,000株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和44年 4月 マツダ株式会社入社
平成16年 5月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティネットワークス株式会社）専務取締役
平成16年 6月 同社代表取締役社長
平成23年 1月 当社取締役
平成25年11月 タイムズ２４株式会社監査役（現任）
タイムズモビリティネットワークス株式会社監査役（現任）
平成26年 1月 当社常勤監査役（現任）

■取締役候補者とする理由

上西清志氏は、自動車メーカーでの勤務経験やレンタカー会社の経営を通じた自動車業界全般に対する知見の高さと経営者としての豊富な経験を活かし、平成23年より当社取締役に就任いたしておりました。平成26年に監査役に就任以来は、常勤監査役として、コーポレートガバナンスの強化および監査体制の充実に貢献いただいていることから、監査等委員である取締役候補者といたしております。

2 狩野享右（かのうきょうすけ）（昭和18年2月7日生） 新任 社外　所有する当社株式の数　20,280株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和43年４月　株式会社カノウビル入社
昭和44年４月　同社代表取締役（現任）
平成11年１月　当社監査役（現任）

■社外取締役候補者とする理由

狩野享右氏は、昭和43年に株式会社カノウビルに入社し、翌44年同社代表取締役就任後、平成11年に当社監査役に就任いたしております。これまで培ってきた不動産業界や地域に根差したビジネスに関する豊富な知識と経験を有している立場とその知見の高さより、監査等委員である社外取締役候補者といたしております。

3 竹田恆和（たけだつねかず）（昭和22年11月1日生） 新任 社外 所有する当社株式の数 6,000株

■略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

昭和57年 2月 エルティーケーライゼビューロージャパン株式会社代表取締役（現任）
平成13年10月 財団法人日本オリンピック委員会（現公益財団法人日本オリンピック委員会）会長（現任）
平成18年 1月 当社監査役（現任）
平成24年 7月 国際オリンピック委員会委員（現任）

■社外取締役候補者とする理由

竹田恆和氏は、平成13年財団法人日本オリンピック委員会（現　公益財団法人日本オリンピック委員会）会長に就任し、平成18年に当社監査役に就任いたしております。その後、平成24年国際オリンピック委員会委員就任など、その豊富な会社経営経験と国際経験を基にした知見の高さより、監査等委員である社外取締役候補者といたしております。
なお、当社と竹田恆和氏が代表取締役を兼務する旅行代理店業務を営むエルティーケーライゼビューロージャパン株式会社との間に、当事業年度に連結売上高の0.009%未満の取引がございましたが、当社社外取締役独立性基準（22頁記載の「社外取締役独立性基準第３項（1）」をご参照ください）を充たしており、当社といたしましては、社外独立性を損なうものではないものと判断いたしております。

注）1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 本議案が原案どおり承認された場合、第２号議案に係る定款変更の効力発生を条件として当社と各候補者との間で会社法第427条第１項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額であります。なお、狩野享右氏、竹田恆和氏の両氏は、社外監査役として、当社との間で同様の契約を締結しております。
3. 当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（22～23頁に記載のとおりです。）。狩野享右、竹田恆和の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

【ご参考】

社外取締役独立性基準

パーク２４株式会社（以下「当社」という）は、当社の適正なコーポレートガバナンス体制を構築するにあたって、経営の透明性と客観性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1．当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注１）
2．当社の主要株主（注２）
3．次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
　⑴当社グループの主要な取引先（注３）
　⑵当社グループの主要な借入先（注４）
　⑶当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5．当社グループから多額（注５）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門的サービスを有する者
6．当社グループから多額の寄付を受けている者（注６）
7．社外取締役の相互就任関係（注７）となる他の会社の業務執行者
8．近親者（注８）が上記１から７までのいずれか（第４項および第５項を除き、重要な者（注９）に限る）に該当していた者
9．過去５年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10．前各項の定めに関わらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注) 1. 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本規準において「業務執行者」と総称する）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
2. 主要株主とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
3. 主要な取引先とは、当社グループのサービス提供に資する製品等の仕入先であって、かつ、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の１％を超えるものをいう。
4. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の１％を超える金融機関をいう。
5. 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
⑴当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当該専門家が当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間１千万円を超えるときを多額という。
⑵当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計額が、当該団体の年間総収入金額の１％を超えるときを多額という。ただし、当該１％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間１千万円を超えるときは多額とみなす。
6. 当社グループから年間１千万円を超える寄付を受けているものをいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
7. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
8. 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。
9. 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成９年１月17日開催の第12回定時株主総会において年額３億５千万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額５億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち、社外取締役は１名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額５千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

事業報告〈平成26年11月1日から平成27年10月31日まで〉

1 企業集団の現況に関する事項

⑴事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に加え、政府・日銀による各種政策効果の下支えにより、緩やかな回復基調をたどりました。円安を要因とした物価上昇や消費増税後の回復の遅れにより弱含みで推移していた個人消費につきましても、次第に底打ちの動きがみられる状況となっております。

このような環境のもと当社グループは、快適なクルマ社会の実現に向け、駐車場とモビリティサービスのネットワークを拡大するとともに、新サービスの創出ときめ細やかなオペレーションを通じ、ドライバーの皆さまの支持を得ることに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は1,796億98百万円（前連結会計年度比7.6%増）、営業利益187億30百万円（同6.7%増）、経常利益185億89百万円（同6.2%増）、当期純利益は115億49百万円（同11.2%増）となりました。

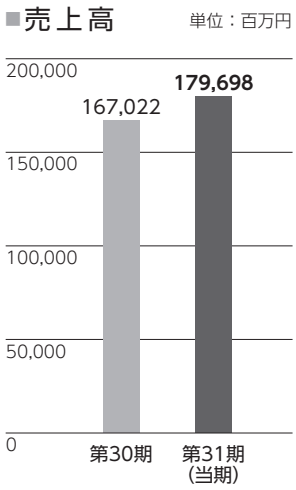

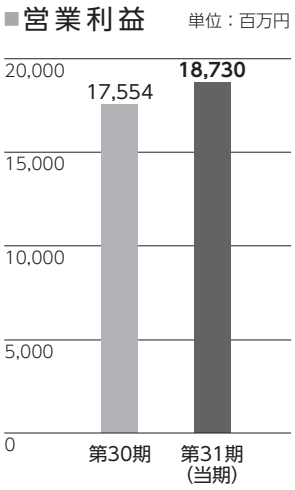

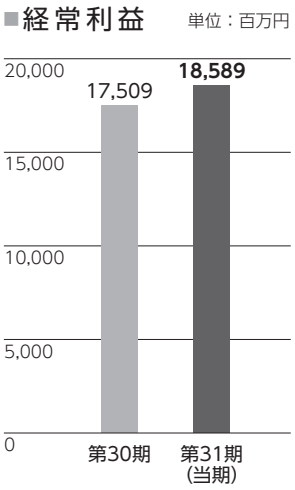

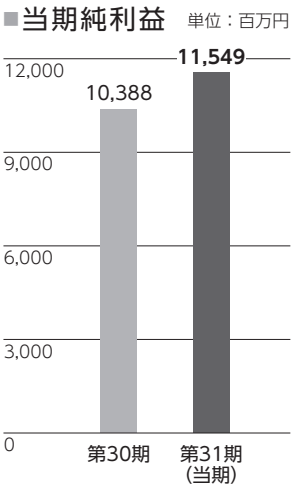

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

駐車場事業

駐車場の開発と運用を１ユニットで行うエリア制にて、期中に10カ所の営業拠点を開設（当連結会計年度末の営業拠点29カ所）し、よりエリアに密着した体制としたこと、行政・医療法人等の大型駐車場案件の委託需要を取り込む体制を強化したこと等により、当連結会計年度末におけるタイムズ駐車場の運営件数は14,987件（前連結会計年度末比107.1%）、運営台数は499,473台（同106.1%）、月極駐車場および管理受託駐車場を含めた総運営件数は16,414件（同106.4%）、総運営台数は609,479台（同105.8%）となりました。また、この体制により料金変更や駐車場周辺店舗との提携等の運用施策に注力いたしました。この結果、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,343億48百万円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益は230億44百万円（同2.4%減）となりました。

■売上高 1,343億48百万円　前連結会計年度比 5.3%増



■営業利益 230億44百万円　前連結会計年度比 2.4%減



モビリティ事業

社用車利用状況の分析によるコンサルティング営業の推進、レンタカーの簡易貸出サービス「ピッとGo」の導入等、39,000台を超えるタイムズカーを積極的にご利用いただくための環境作りをすすめたほか、メンテナンス機能の充実による車両の不稼働時間低減を図ってまいりました。

なお、会員数が54万人を超えた（前連結会計年度末は41万4,965人）カーシェアリングサービスについては、新幹線停車駅・空港など交通結節ポイントへの車両の配備をすすめ、法人会員さまの利用増加に伴い平日の稼働が伸長したほか、ガソリン価格の低下、エコドライブ推奨による燃費の向上等が収益に寄与いたしました。

この結果、モビリティ事業全体の当連結会計年度末の車両台数は前連結会計年度末比107.4%の39,020台（うち、カーシェアリングサービスの車両台数は13,149台）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は455億6百万円（前連結会計年度比15.1%増）、営業利益は28億43百万円（同169.8%増）となりました。

■売上高 455億6百万円　前連結会計年度比 15.1%増



■営業利益 28億43百万円　前連結会計年度比 169.8%増

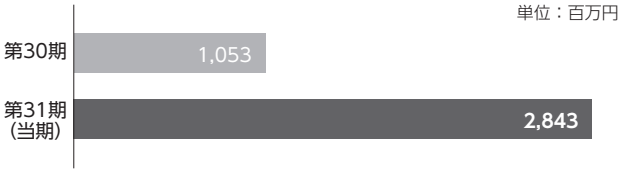

⑵設備投資および資金調達等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額（リース資産を除く）は、242億90百万円となりました。主な内訳といたしましては、タイムズ駐車場の設備等で46億73百万円、レンタカー車両等で182億14百万円となっております。なお、レンタカー車両等の購入資金の一部として金融機関より長期借入金111億50百万円の調達を実施しております。

⑶事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑷事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑸吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑹他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑺対処すべき課題

快適なクルマ社会の実現と、当社グループの継続的な成長を図るため、取り組むべき課題は以下のとおりです。

交通インフラサービス網の構築

利便性が高く、環境に配慮した交通インフラサービス網を構築し、路上駐車のない、いつでもどこでも安心してクルマが利用できる社会を目指します。

「タイムズ」ブランドの進化

時間貸駐車場の代名詞として多くの皆さまに親しまれている「タイムズ駐車場」に加え、モビリティ事業におけるレンタカーサービス「タイムズカーレンタル」、カーシェアリングサービス「タイムズカープラス」の拡大、およびドライバーの皆さまの多様なニーズに応えるロードサービス網など付帯サービスの充実により、駐車場ブランドから交通インフラサービスブランドへ進化を図ります。

タイムズ駐車場のネットワーク拡大

需給動向を踏まえながらドライバーの皆さまにとって利便性の高いST（一般タイムズ）と、市場の成長余地の大きいTPS（タイムズ・パートナー・サービス）を数多く点在させ、当社グループの事業基盤となる「タイムズ駐車場」のサービス規模拡大を図ります。

カーシェアリング市場の拡大

わが国における新たな移動手段である「カーシェアリング」の市場拡大のため、カーシェアリング車両をタイムズ駐車場へ積極的に配備し、会員の皆さまに「全国でマイカーのようにクルマを使える」環境整備を図ります。

提供サービスの高付加価値化の推進

情報通信システムに対応したクルマの使用や、電子マネー他各種カードによる精算手段の多様化を図るなど、ITの活用によりお客さまにとって利便性の高いサービスの導入を進めてまいります。

経営資源の最適配分と融合による効率化

ヒト、モノ、カネ、情報等、経営資源の最適配分と融合により、効率性および生産性を向上させ、グループ全体での財務体質の強化を図ります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑻財産および損益の状況

区　　分	第28期 H23.11～H24.10	第29期 H24.11～H25.10	第30期 H25.11～H26.10	第31期 (当連結会計年度) H26.11～H27.10
売　上　高(百万円)	139,547	155,428	167,022	179,698
経　常　利　益(百万円)	17,317	19,508	17,509	18,589
当期純利益(百万円)	9,670	11,261	10,388	11,549
1株当たり当期純利益	67円37銭	78円11銭	71円66銭	79円45銭
総　資　産(百万円)	117,808	126,574	135,293	145,462
純　資　産(百万円)	47,893	54,968	60,190	65,882
1株当たり純資産額	330円44銭	377円91銭	411円86銭	449円33銭

注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

⑼重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
タイムズ24株式会社	2,400百万円	100.0%	駐車場運営、カーシェアリングサービス
タイムズサービス株式会社	300百万円	100.0%	駐車場管理
タイムズコミュニケーション株式会社	67百万円	100.0%	コールセンター運営
タイムズモビリティネットワークス株式会社	500百万円	100.0%	レンタカーサービス
タイムズレスキュー株式会社	100百万円	(100.0%)	ロードサービス

注) 1. (　) 内の数字は、間接所有による出資比率であります。
2. 上記の他、6社の連結子会社があります。
3. 平成27年7月1日付でベンチャー企業への投資を目的としたタイムズイノベーションキャピタル株式会社を設立いたしました。

⑽主要な事業内容（平成27年10月31日現在）

●駐車場事業

土地所有者から遊休地等を賃借するサブリース契約と、駐車場施設所有者から管理の委託を受ける管理受託契約により、時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。
また、駐車場に付帯した施設の管理運営を行っております。

●モビリティ事業

全国のレンタカー店舗におけるレンタカーサービスの提供と、新たなクルマの利用方法であるカーシェアリングサービスの展開を進めております。
また、クルマの事故・故障に対応するロードサービスを提供しております。

⑾主要な事業所（平成27年10月31日現在）

会　社　名	事業所	所　在　地
パーク24株式会社	本　社	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号
タイムズ24株式会社	本　社	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号
タイムズサービス株式会社	本　社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
タイムズコミュニケーション株式会社	本　社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
タイムズモビリティネットワークス株式会社	本　社	広島県広島市中区鉄砲町7番18号
タイムズレスキュー株式会社	本　社	東京都江東区亀戸六丁目26番5号

⑿従業員の状況（平成27年10月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,248名	238名増

注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員の年間平均雇用人員（2,859名）を含んでおりません。

⒀主要な借入先および借入額（平成27年10月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
㈱三井住友銀行	5,518
㈱りそな銀行	4,750
㈱みずほ銀行	4,250
㈱三菱東京UFJ銀行	2,700

注）借入残高が10億円以上の金融機関を記載しております。

⒁その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

⑴**発行可能株式総数** 283,680,000株
⑵**発行済株式の総数** 145,468,004株
⑶**株主数** 36,641名
⑷**大株主**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
有限会社千寿	21,746,400	14.95
西川光一	8,110,460	5.58
MSCO CUSTOMER SECURITIES	7,529,733	5.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,138,500	4.91
西川功	6,194,000	4.26
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	4,520,739	3.11
日本信号株式会社	3,853,200	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,219,200	2.21
西川恭子	3,200,000	2.20
浅井千寿	2,558,000	1.76

注）持株比率は自己株式（1,117株）を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

⑸**その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

⑴当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

取締役会決議日	平成21年6月18日	平成23年6月15日	平成25年7月16日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
払込金額	無償	無償	無償
行使価額	888円	867円	1,884円
行使期限	平成29年1月31日	平成31年1月31日	平成33年1月31日
取締役（新株予約権の数および目的となる株式の数）	1名 (865個・86,500株)	3名 (1,795個・179,500株)	3名 (2,300個・230,000株)
監査役（新株予約権の数および目的となる株式の数）	0名 (0個・0株)	1名 (386個・38,600株)	3名 (300個・30,000株)

⑵当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶その他新株予約権等に関する重要な事項（平成27年10月31日現在）

① 当社は平成27年５月28日開催の取締役会において、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、業績目標達成コミットメント型有償ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。
概要は以下のとおりです。

取締役会決議日	平成27年５月28日
目的となる株式の種類	普通株式
払込金額	有償
発行価額	新株予約権１個あたり　1,742円
行使価額	株式１株あたり　2,342円
行使期間	平成30年２月１日から 平成35年１月31日まで
行使条件	注）
役員の保有状況 （新株予約権の数および目的となる株式の数）	取締役３名 （3,000個・300,000株）

注）行使条件は以下のとおりです。
a）平成27年10月期から平成29年10月期の経常利益の累計額が560億円以上の場合行使可能割合：30%
b）平成27年10月期から平成29年10月期の経常利益の累計額が600億円以上の場合行使可能割合：60%
c）平成27年10月期から平成29年10月期の経常利益の累計額が620億円以上の場合行使可能割合：80%
d）平成27年10月期から平成29年10月期の経常利益の累計額が640億円以上の場合行使可能割合：100%

② 平成18年３月23日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	2,480.1円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	1,000,000円
新株予約権の行使期間	平成18年４月24日から 平成38年３月27日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）	各本新株予約権の一部行使はできない

③　平成25年４月10日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円建現金決済条項および転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	2,636.4円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	10,000,000円
新株予約権の行使期間	平成25年５月10日から 平成30年４月12日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額および行使期間を除く）	注）１・２

注）1.　各本新株予約権の一部行使はできない。
2.　平成30年１月26日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（１暦年を３ヶ月に区切った期間をいう。）の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、平成30年１月１日に開始する四半期に関しては、平成30年１月25日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

4 会社役員に関する事項

⑴取締役および監査役の氏名等（平成27年10月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西　川　光　一	タイムズ２４株式会社代表取締役社長 有限会社千寿代表取締役社長
取　締　役	佐々木　賢　一	執行役員　経営企画本部長兼グループ企画部長 タイムズサービス株式会社代表取締役社長 タイムズコミュニケーション株式会社代表取締役社長
取　締　役	川　上　紀　文	執行役員　業務推進本部長 タイムズ２４株式会社取締役 タイムズサービス株式会社取締役 タイムズコミュニケーション株式会社取締役 タイムズモビリティネットワークス株式会社取締役執行役員 タイムズレスキュー株式会社取締役
取　締　役	川　崎　計　介	タイムズモビリティネットワークス株式会社代表取締役社長
常勤監査役	上　西　清　志	タイムズ２４株式会社監査役 タイムズモビリティネットワークス株式会社監査役
監　査　役	狩　野　享　右	株式会社カノウビル代表取締役
監　査　役	竹　田　恆　和	注）3

注）1. 取締役佐々木賢一氏は、当事業年度末日後の平成27年11月１日付でタイムズ２４株式会社取締役、タイムズサービス株式会社取締役会長およびタイムズモビリティネットワークス株式会社取締役に就任いたしました。
また、同日付でタイムズサービス株式会社代表取締役社長およびタイムズコミュニケーション株式会社代表取締役社長を辞任いたしました。
2. 監査役狩野享右氏および監査役竹田恆和氏は、社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役竹田恆和氏は、エルティーケーライゼビューロージャパン株式会社代表取締役、国際オリンピック委員会委員および公益財団法人日本オリンピック委員会会長を兼務しております。

⑵取締役および監査役の報酬等の額

取締役４名　　207百万円

監査役３名　　39百万円（うち社外監査役２名　　17百万円）

注）上記支給額には、当事業年度にかかる役員賞与およびストックオプションとして付与した新株予約権にかかる費用計上額が含まれております。

⑶社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役狩野享右氏は、株式会社カノウビル代表取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社カノウビルとの取引はございません。

また、監査役竹田恆和氏は、エルティーケーライゼビューロージャパン株式会社代表取締役、国際オリンピック委員会委員および公益財団法人日本オリンピック委員会会長を兼務しております。なお、当社は、エルティーケーライゼビューロージャパン株式会社と船車券購入等の取引を行っております。また、当社は、国際オリンピック委員会および公益財団法人日本オリンピック委員会との取引はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(取締役会および監査役会への出席状況)

	取締役会（16回開催）		監査役会（5回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役狩野享右	16回	100%	5回	100%
監査役竹田恆和	15回	94%	4回	80%

(取締役会および監査役会における発言状況)

監査役狩野享右および監査役竹田恆和の両氏は、経験豊富な経営者としての観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、内部統制システムが適正に構築・運用され、社外監査役によって適正な監査がなされていることから、社外取締役を置いておりませんでしたが、今回、会社法の改正を機に、当社のコーポレートガバナンス体制の充実を図り、より透明性の高い経営を目指すために委員の過半数が社外取締役である監査等委員会設置会社へ移行することとし、本総会の第３号議案および第４号議案において、計３名の社外取締役の選任を付議いたします。

⑷責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

⑴会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	45百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑷会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑸会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

⑴当社は、平成27年４月15日開催の取締役会において、平成27年５月１日施行の改正会社法および改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、当社および会社法第２条第３号に定義される子会社により構成される企業集団（以下「グループ」という）の倫理綱領を策定し、取締役および監査役ならびに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
② 取締役会は、関係会社管理規定を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、グループ全体につき適正な業務体制を構築する。
③ コンプライアンス統括機能を担う部署を設置し、重要な意思決定を行う事項については同部署で事前に適法性を検証するとともに、役職員に対する教育および指導を行う。
④ 内部公益通報者保護規定を制定し、社内窓口および第三者を受領者とするグループ内部通報システムを構築するなど、グループにおける報告体制を整備する。
⑤ 監査室を設置し、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、内部監査規定にもとづき、グループの全部門を対象とする内部監査を実施する。
⑥ 監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、グループにおけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体等に応じて適切に保存および管理することとする。
② 文書の保存期間その他の管理体制については、取締役会において文書管理規定を策定し、同規定の定めによるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① 当社は、代表取締役の下、グループの経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）を識別、分析および評価し、それぞれのリスクについて管理責任部署を定め、その管理体制を整えるものとする。
② リスク管理について当社内またはグループで横断的に対応すべき事項については、代表取締役の下に当該リスク統括機能を伴う部署を置き、その管理体制を構築する。
③ リスクの各管理責任部署は、それぞれのリスクにつき対策を策定するとともに、対策の実施状況を検証し、代表取締役および監査役に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。
② 月に 1 回以上開催される取締役会に加えて、取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、当社の経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築するものとする。
③ 取締役会は、組織・分掌・権限規定を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織・分掌・権限規定等の諸規定は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すものとする。
④ 取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための制度の整備を行う。
⑤ 必要に応じて主要な子会社に当社の役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規定において、子会社の経営上の重要事項について、当社の事前承認を必要とするとともに、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

6. 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

代表取締役は、監査役が実施する監査を補助するため、監査役からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査役の職務を補助するに際しては取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたることができるものとし、監査役の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。
② 取締役および各部署の責任者は、以下の事項を監査役に対して速やかに報告する。
1）グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
2）監査室が実施したグループにおける内部監査の結果
3）企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
4）法令等により報告が要求される事項
5）上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

③ グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
④ 内部公益通報者保護規定において、コンプライアンス統括責任者は、重大事案について監査役に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。
また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行うものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループの監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査役の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条にもとづく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、必要に応じて監査室、コンプライアンス担当部署、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。
② 監査役は、経営会議のほかグループの重要な会議に出席することができる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1）対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応の統括部署とし、同本部に不当要求防止責任者を配置するとともに、子会社を含めたグループ全体の反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等を行っている。

2）外部の専門機関との連携状況
当社は、警察署との連絡を密にし、また特殊暴力防止対策連合会・防犯協会等に入会し、情報収集に努めると共に、特殊暴力の追放、被害防止活動に積極的に参加・連携している。

3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、経営管理本部にグループ全体の反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的な管理を行っている。

4）対応マニュアルの整備状況
当社は、グループ共通の行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、さらに業務の必要に応じて具体的な内容をマニュアル等に定めている。

5）研修活動の実施状況
当社は、反社会的勢力に対する対応についてコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、グループ全体の集合研修のカリキュラムとして取入れるほか、グループウェアのWEB上に定期的に掲載する等、研修活動を実施している。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は定例を含め16回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能および経営体制の一層の強化を図るため、第31回定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行の承認をお願いしております。

当社ならびに子会社における業務の適正性の確保

当社の取締役および執行役員がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、監査室が内部監査計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は５回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会やグループ会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

⑵株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

■連結貸借対照表（平成27年10月31日現在）

（単位　百万円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	
現金及び預金	20,079
受取手形及び売掛金	8,490
たな卸資産	889
前払費用	7,952
繰延税金資産	1,249
その他	2,336
貸倒引当金	△ 68
流動資産合計	40,928
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	11,919
機械装置及び運搬具	32,150
工具、器具及び備品	3,654
土地	24,303
リース資産	13,461
建設仮勘定	1,161
有形固定資産合計	86,651
無形固定資産	
のれん	540
その他	1,615
無形固定資産合計	2,155
投資その他の資産	
投資有価証券	2,409
長期前払費用	7,519
敷金及び保証金	3,819
退職給付に係る資産	98
繰延税金資産	1,055
その他	838
貸倒引当金	△ 14
投資その他の資産合計	15,726
固定資産合計	104,533
資産合計	**145,462**

負債の部	
科目	金額
流動負債	
支払手形及び買掛金	543
短期借入金	300
1年内返済予定長期借入金	6,512
リース債務	3,966
未払金	5,296
未払費用	3,931
未払法人税等	4,509
賞与引当金	1,526
役員賞与引当金	93
設備関係支払手形	3,142
その他	3,397
流動負債合計	33,219
固定負債	
新株予約権付社債	21,000
長期借入金	11,781
リース債務	7,648
資産除去債務	4,617
その他	1,313
固定負債合計	46,360
負債合計	**79,580**
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,377
資本剰余金	10,130
利益剰余金	48,013
自己株式	△ 1
株主資本合計	66,520
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	130
土地再評価差額金	△ 1,052
為替換算調整勘定	53
退職給付に係る調整累計額	△ 290
その他の包括利益累計額合計	△ 1,158
新株予約権	520
純資産合計	**65,882**
負債及び純資産合計	**145,462**

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■連結損益計算書（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		179,698
売上原価		132,992
売上総利益		**46,706**
販売費及び一般管理費		27,975
営業利益		**18,730**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
持分法による投資利益	28	
未利用チケット収入	164	
為替差益	35	
その他	154	391
営業外費用		
支払利息	68	
駐車場解約費	387	
その他	76	532
経常利益		**18,589**
特別損失		
固定資産除却損	38	
減損損失	57	
投資有価証券売却損	8	103
税金等調整前当期純利益		**18,486**
法人税、住民税及び事業税		7,132
法人税等調整額		△ 195
少数株主損益調整前当期純利益		**11,549**
当期純利益		**11,549**

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■連結株主資本等変動計算書（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年11月１日残高	**8,219**	**9,972**	**42,842**	**△ 1**	**61,032**
会計方針の変更による累積的影響額			881		881
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,219	9,972	43,723	△ 1	61,913
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	158	158			316
剰余金の配当			△ 7,258		△ 7,258
当期純利益			11,549		11,549
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	158	158	4,290	△ 0	4,607
平成27年10月31日残高	**8,377**	**10,130**	**48,013**	**△ 1**	**66,520**

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額		
平成26年11月１日残高	**97**	**△ 1,052**	**13**	**△ 300**	**399**	**60,190**
会計方針の変更による累積的影響額						881
会計方針の変更を反映した当期首残高	97	△ 1,052	13	△ 300	399	61,071
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						316
剰余金の配当						△ 7,258
当期純利益						11,549
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	32	—	40	9	120	203
連結会計年度中の変動額合計	32	—	40	9	120	4,810
平成27年10月31日残高	**130**	**△ 1,052**	**53**	**△ 290**	**520**	**65,882**

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

⑴連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　11社

（会社名）　タイムズ２４㈱、タイムズサービス㈱、タイムズコミュニケーション㈱、㈲ティー・ピー・エフ・ワン・リミテッド、台湾パーク二四有限公司（台湾）、タイムズサポート㈱、タイムズモビリティネットワークス㈱、タイムズレスキュー㈱、TPF３㈱、TFI㈱、タイムズイノベーションキャピタル㈱

設立による増加　１社

（会社名）　タイムズイノベーションキャピタル㈱

非連結子会社の数　２社

（会社名）　㈱タイムズモビリティ福岡、㈱タイムズモビリティ大分

なお、非連結子会社２社の合計の総資産、売上高、当期損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）はいずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

⑵持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社の数　２社

（会社名）　㈱タイムズモビリティ福岡、㈱タイムズモビリティ大分

持分法適用関連会社の数　４社

（会社名）　GS Park24 Co., Ltd（韓国）、㈱マツダモビリティ埼玉、㈱マツダモビリティ甲信、㈱マツダモビリティ西四国

持分法の適用会社については、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

⑶連結子会社の決算日等に関する事項

TFI㈱、台湾パーク二四有限公司（台湾）を除く連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。TFI㈱の決算日は３月31日、台湾パーク二四有限公司（台湾）の決算日は９月30日で、連結計算書類の作成に当たっては、TFI㈱については10月31日に行った仮決算に基づく計算書類、台湾パーク二四有限公司（台湾）については決算日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

⑷会計処理基準に関する事項

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

たな卸資産

商　品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯　　蔵　　品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産
リース資産以外の有形固定資産…… 定率法
但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び賃貸用車輌については定額法

リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…… リース期間を耐用年数とし、主に残存価額をゼロとして算定する定額法

無形固定資産…… 定額法
但し、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

長期前払費用…… 主に定額法

3．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金…… 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法…… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理の方法…… 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用…… 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

5．のれんの償却方法及び償却期間…… のれんは、その効果の及ぶ期間にわたって均等に償却しております。

6．消費税等の会計処理…… 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率による方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率による方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,195百万円減少するとともに退職給付に係る資産が172百万円増加し、利益剰余金が881百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成27年11月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年11月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(連結貸借対照表の注記)

⑴有形固定資産の減価償却累計額　60,171百万円

⑵担保に供している資産

投資有価証券10百万円を営業保証供託金として差し入れております。

⑶「土地の再評価に関する法律」(平成10年３月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年３月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成３年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	平成12年10月31日
再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	48百万円

（連結株主資本等変動計算書の注記）

⑴発行済株式の総数	145,468,004株
⑵当連結会計年度中に行った剰余金の配当	7,258百万円
⑶当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当	8,000百万円
⑷当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数	733,500株

（金融商品の注記）

⑴金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については設備投資計画に応じて社債若しくは銀行借入で賄う方針であります。また、短期的な運転資金は銀行借入で調達しております。なお、デリバティブ取引は将来の金利及び為替の変動リスク回避を目的としており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

2．金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及びリース債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの内、金利変動リスクに晒された借入金については、随時市場の金利動向をモニタリングしております。

3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵金融商品の時価等に関する事項

平成27年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、主なものは次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴現金及び預金	20,079	20,079	—
⑵受取手形及び売掛金	8,490	8,490	—
⑶投資有価証券			
その他有価証券	272	272	—
⑷短期借入金	300	300	—
⑸長期借入金	18,293	18,269	23
⑹新株予約権付社債	21,000	23,163	△2,163
⑺リース債務	11,614	11,474	139

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴現金及び預金、並びに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶投資有価証券
これらの時価については、取引所の価格によっております。
負　債
⑷短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
⑸長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
⑹新株予約権付社債
これらの時価については、市場価格のあるものについては市場価格に基づき、市場価格のないものについては元利金の合計額を当該新株予約権付社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。
⑺リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を調達平均金利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	2,137

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の表示には含めておりません。

（賃貸等不動産の注記）

⑴賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループでは、東京都、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場施設（土地を含む）等を有しております。

⑵賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
28,533	34,178

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

（1株当たり情報の注記）

⑴1株当たり純資産額	449円33銭
⑵1株当たり当期純利益	79円45銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	11,549百万円
普通株式に係る当期純利益	11,549百万円
普通株式の期中平均株式数	145,364,271株

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■貸借対照表（平成27年10月31日現在）

（単位　百万円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	
現金及び預金	6,213
売掛金	17
商品	6
貯蔵品	138
前払費用	329
関係会社短期貸付金	31,684
未収入金	2,757
繰延税金資産	210
その他	39
貸倒引当金	△ 3
流動資産合計	41,395
固定資産	
有形固定資産	
建物	5,865
構築物	42
機械及び装置	110
車両及び運搬具	17
工具、器具及び備品	2,812
土地	23,064
建設仮勘定	809
有形固定資産合計	32,721
無形固定資産	
ソフトウェア	1,346
その他	116
無形固定資産合計	1,462
投資その他の資産	
投資有価証券	820
関係会社株式	9,770
その他の関係会社有価証券	8
敷金及び保証金	1,696
繰延税金資産	853
その他	512
貸倒引当金	△ 10
投資その他の資産合計	13,651
固定資産合計	47,836
資産合計	**89,231**

負債の部	
科目	金額
流動負債	
支払手形	34
買掛金	11
短期借入金	2,230
1年内返済予定長期借入金	4,812
未払金	329
未払費用	1,071
未払法人税等	175
前受金	141
預り金	27
賞与引当金	205
役員賞与引当金	70
流動負債合計	9,109
固定負債	
新株予約権付社債	21,000
長期借入金	11,156
長期預り敷金保証金	90
資産除去債務	166
その他	138
固定負債合計	32,551
負債合計	**41,660**
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,377
資本剰余金	
資本準備金	10,130
資本剰余金合計	10,130
利益剰余金	
利益準備金	82
その他利益剰余金	
別途積立金	19,592
繰越利益剰余金	9,791
利益剰余金合計	29,465
自己株式	△ 1
株主資本合計	47,972
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	129
土地再評価差額金	△ 1,052
評価・換算差額等合計	△ 922
新株予約権	520
純資産合計	**47,570**
負債及び純資産合計	**89,231**

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■損益計算書（平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		19,032
売上原価		3,064
売上総利益		**15,968**
販売費及び一般管理費		7,232
営業利益		**8,736**
営業外収益		
受取利息及び配当金	77	
為替差益	23	
その他	29	131
営業外費用		
支払利息	26	
その他	14	41
経常利益		**8,826**
特別損失		
投資有価証券売却損	8	8
税引前当期純利益		**8,817**
法人税、住民税及び事業税		473
法人税等調整額		22
当期純利益		**8,322**

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■株主資本等変動計算書（平成26年11月１日から平成27年10月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成26年11月１日残高	**8,219**	**9,972**	**82**	**19,592**	**8,585**	△ **1**	**46,450**
会計方針の変更による累積的影響額					141		141
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,219	9,972	82	19,592	8,727	△ 1	46,592
事業年度中の変動額							
新株の発行	158	158					316
剰余金の配当					△ 7,258		△ 7,258
当期純利益					8,322		8,322
自己株式の取得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	158	158	—	—	1,064	△ 0	1,380
平成27年10月31日残高	**8,377**	**10,130**	**82**	**19,592**	**9,791**	△ **1**	**47,972**

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金		
平成26年11月１日残高	**97**	**△1,052**	**399**	**45,894**
会計方針の変更による累積的影響額				141
会計方針の変更を反映した当期首残高	97	△1,052	399	46,036
事業年度中の変動額				
新株の発行				316
剰余金の配当				△ 7,258
当期純利益				8,322
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	32		120	153
事業年度中の変動額合計	32	—	120	1,533
平成27年10月31日残高	**129**	**△ 1,052**	**520**	**47,570**

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針）

⑴有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑶固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産……定率法
但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

無形固定資産……定額法
但し、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

長期前払費用……定額法

⑷引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金…… 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、その超過額を投資その他の資産（前払年金費用）に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌期から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、発生時に一括して費用処理しております。

⑸消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率による方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率による方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が115百万円減少するとともに投資その他の資産（前払年金費用）が104百万円増加し、繰越利益剰余金が141百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表の注記)

⑴偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

タイムズモビリティネットワークス㈱	1,250百万円
TFI㈱	191百万円

⑵有形固定資産の減価償却累計額　9,843百万円

⑶関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	33,056百万円
短期金銭債務	2,381百万円

⑷「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	平成12年10月31日
再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	48百万円

⑸㈲ティー・ピー・エフ・ワン・リミテッドのノンリコースローンのリファイナンスに当たり、当社が資金の貸付を行ったことにより、当社のリスク負担割合が増したため、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」に従い、個別貸借対照表上は当社の貸付けた資金を有形固定資産の買戻しとして擬制処理しております。

この擬制処理による流動資産および有形固定資産の増加額は次のとおりであります。

（流動資産）	
未収入金	15百万円
（有形固定資産）	
建　物	539百万円
構築物	6百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土　地	2,797百万円

(損益計算書の注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引高	
営業収入	18,555百万円
営業費用	1,024百万円
営業取引以外の取引高	89百万円

(株主資本等変動計算書の注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	977株	140株	―株	1,117株

(注) 自己株式数の増加140株は、単元未満株の買取請求によるものであります。

(税効果会計の注記)

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
(流動資産)	
未払事業税及び未払事業所税	33百万円
賞与引当金	67百万円
その他	109百万円
合　　計	210百万円
(固定資産)	
一括償却資産	6百万円
減価償却限度超過額	52百万円
土地再評価差額金	339百万円
子会社株式	959百万円
その他	403百万円
小　　計	1,762百万円
評価性引当額	△782百万円
合　　計	979百万円
繰延税金負債	
(固定負債)	
その他有価証券評価差額金	△62百万円
その他	△64百万円
合　　計	△126百万円
繰延税金資産の純額	1,064百万円

⑵法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成27年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（関連当事者との取引の注記）

⑴子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	タイムズ２４㈱	100.0%	駐車場業務システム管理委託等 管理部門に関する業務委託 駐車場の賃貸 役員の兼任	貸付金の回収	300	関係会社短期貸付金	1,500
				配当金の受取	8,000	—	—
				業務の受託	7,296	未収入金	1,003
子会社	タイムズサービス㈱	100.0%	管理部門に関する業務委託 役員の兼任	資金の借入	1,100	短期借入金	1,100
子会社	タイムズモビリティネットワークス㈱	100.0%	レンタカー業務システム管理委託等 役員の兼任	資金の貸付	6,000	関係会社短期貸付金	28,900
				債務保証	1,250	—	—
子会社	台湾パークニ四有限公司（台湾）	100.0%	台湾における駐車場運営管理	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	1,258

（注）1. 業務の受託料は、市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
2. 資金の貸付および資金の借入は、市場金利を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
3. 資金の貸付および貸付金の回収は純額で表示しております。

⑵役員及び個人主要株主等

属性	名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員の近親者が議決権の過半数を有する会社	エルティーケーライゼビューロージャパン㈱	東京都港区	34	旅行代理店業務	―	兼任1名	旅行の取次	船車券の購入	16	旅費交通費	―

(注) エルティーケーライゼビューロージャパン㈱は、当社監査役が50.8%直接保有しております。

(1株当たり情報の注記)

⑴1株当たり純資産額	323円44銭
⑵1株当たり当期純利益	57円25銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	8,322百万円
普通株式に係る当期純利益	8,322百万円
普通株式の期中平均株式数	145,364,271株

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月14日

パーク２４株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗原　学　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須山誠一郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、パーク２４株式会社の平成26年11月１日から平成27年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーク２４株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成27年12月14日

パーク２４株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗原　学　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　須山誠一郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、パーク２４株式会社の平成26年11月１日から平成27年10月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年11月１日から平成27年10月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年12月15日

パーク２４株式会社　監査役会

常勤監査役　上西清志 ㊞

社外監査役　狩野享右 ㊞

社外監査役　竹田恆和 ㊞

以　上

ご参考

当社の事業内容をさらにご理解いただきたく、当社の事業における主な用語につきまして、解説させていただきます。

●ST（一般タイムズ／Standard Times）
土地オーナーさまから遊休地等を賃借し、タイムズ駐車場を運営する事業。解約リスクを低減するため、１物件あたり４～５台と小型の駐車場を中心に運営していることが特徴。

●TPS（タイムズ・パートナー・サービス／Times Partner Service）
商業施設、銀行、病院やホテル等の来客用の駐車場を賃借し、タイムズ駐車場として運営する事業。STと比べて解約リスクが低く、長期間安定して運営できることが特徴。

●TONIC（タイムズオンラインネットワークアンドインフォメーションセンター）
全国のタイムズ駐車場と情報センターをオンラインで結ぶ伝送システム。双方向のデータ通信が可能なことから、満車空車情報の配信や駐車料金のキャッシュレス決済サービス等、様々な駐車場サービスの提供が可能。また、マーケティングや駐車場管理の効率化へも活用。

●タイムズ カー レンタル
グループ会社のタイムズモビリティネットワークス株式会社が運営するレンタカーサービス。長時間利用に適しており、各メーカー・車種を豊富に揃えている。

●タイムズ カー プラス
グループ会社のタイムズ２４株式会社が運営するカーシェアリングサービス。15分単位の料金設定で短時間利用が可能。必要なときに、必要な場所で、必要な時間だけ使える新しいクルマの利用方法を提供。

●ロードサービス
クルマの事故や故障に対応するサービス。グループ会社のタイムズレスキュー株式会社が「カーレスキュー」というサービス名称で展開。全国の整備工場ネットワークを活かし、受付・手配から現場での応急対応、搬送サービス等を行う。

●ピッとGo
グループ会社のタイムズモビリティネットワークス株式会社が提供する簡単で便利なレンタカーの貸出サービス。タイムズカーレンタルの店頭でカーシェアリングサービスの会員カードを専用端末にかざすだけで出発・返却の手続が完了し、貸出関係書類の作成にかかる時間が省ける（最短20秒で手続完了）。



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使してくださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

⑴インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

⑵パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

⑷インターネットによる議決権行使は、平成28年１月26日（火曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について



⑴議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
⑵株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
⑶株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
⑵インターネット等により複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

5 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前記２．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱 UFJ 信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00 ～21:00、通話料無料）

定時株主総会会場 ご　案　内　図

会　場　東京都港区台場二丁目６番１号
ホテル グランパシフィック LE DAIBA（ル・ダイバ）
地下１階　パレロワイヤル

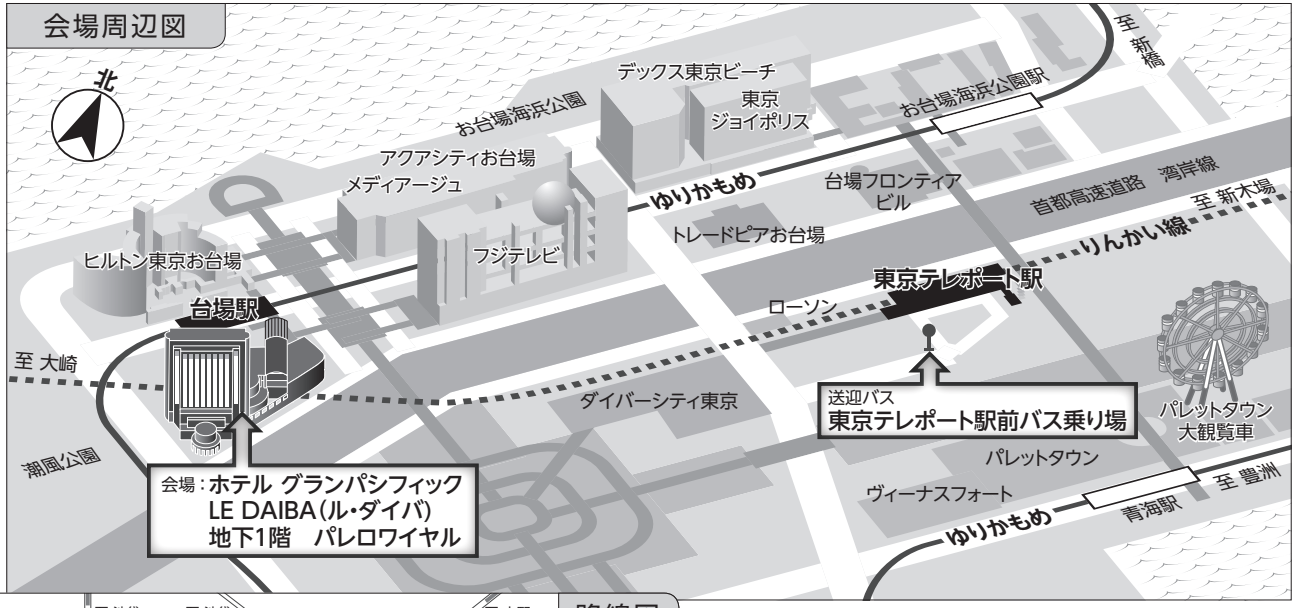

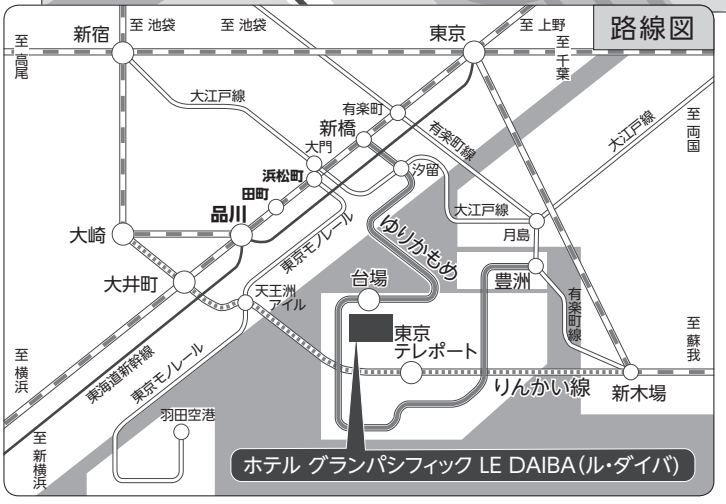

最寄駅

ゆりかもめ 台場駅より徒歩 約１分
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

送迎バス　８時50分から９時50分まで、東京テレポート駅前バス乗り場より随時運行いたします。
（株主総会終了後も、会場から東京テレポート駅まで運行いたします。）

路線バス　路線バスもご利用いただけます。

kmフラワーバス（浜松町発→台場駅前下車）
（所要時間20分前後）
お台場レインボーバス（田町駅東口または品川駅港南口（東口）→ホテル グランパシフィック LE DAIBA下車）
（所要時間20分から25分前後）

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

お知らせ　株主総会終了後**「経営近況報告会」**を開催いたします。ぜひご参加くださいますようお願い申しあげます（詳細別紙）。